

(1)民間事業者等への補助

制度名	対象事業内容	対象経費	補助率、助成限度額	事業主体	所管	問い合わせ先
地域イノベーション創出研究開発事業 (一般枠、農商工連携枠)	環境分野など16の産業分野に該当する研究開発や、中小企業の新事業分野の開拓に繋がる技術等	研究の遂行に直接必要な経費 (プラント・機械装置等開発費、労務費等)	1億円以内(2年に亘ることも可能、2年度目は5,000万円以内)	民間企業、大学、研究機関等からなる産学官の研究共同体	経済産業省	北海道経済産業局地域経済部産業技術課 (011-709-2311内線2587)
地域資源活用型研究開発事業	地域の強みとなる資源を活用した新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を行い、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる事業	研究の遂行に直接必要な経費 (プラント・機械装置等開発費、労務費等)	3000万円以内(2年に亘ることも可能、2年度目は2,000万円以内)	民間企業、大学、研究機関等からなる産学官の研究共同体	経済産業省	北海道経済産業局地域経済部産業技術課 (011-709-2311内線2587)
中小企業ベンチャー挑戦支援事業 (実用化研究開発事業)	中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発(使用エネルギー削減量が原油換算で年間5,000KL以上のものは省エネルギー枠での応募が可能)	実用化研究開発事業を行うため必要となる経費	2/3以内(100~2000万円)	中小企業者、個人事業者等	経済産業省	北海道経済産業局地域経済部産業技術課 (011-709-2311内線2587)
バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	バイオマス及び雪氷熱のエネルギー利用事業について、事業化に必要なデータの収集・分析等を行うFS事業に対して補助	事業調査等に係る経費	定額(1,000万円以内)	企業、地方公共団体、公益法人、NPO等	経済産業省	北海道経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 (011-709-2311内線2638)
"強い林業・木材産業づくり交付金 木質バイオマス利用促進整備"	①林地残材活用機材整備 ②木質バイオマス供給施設整備 ③木質バイオマスエネルギー利用施設整備"	機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費、林業施設用地舗装工事費	1/2以内または1/3以内(交付率)	森林組合、林業者・木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者等	林野庁	北海道水産林務部林務局林業木材課 (011-204-5492)
廃棄物処理対策研究事業	循環型社会形成等の推進に関する研究で学術的・社会的必要性が高く独創的なもの	研究に必要な費用	10/10以内(100万円~1億円)	(国、地方公共団体、大学、民間企業等の)研究機関	環境省	環境省廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課 (03-3581-3351内線6858)
次世代廃棄物処理技術基盤整備事業	循環型社会の推進等に関するもので実用化が見込まれ、かつ汎用性、経済効率性に優れた技術の開発	技術開発に必要な費用	1/2以内(500万円~1億円)	民間企業、地方公共団体等	環境省	環境省廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課 (03-3581-3351内線6857)
循環型社会形成実証事業 (エコ・コミュニティ事業)	3Rやグリーン購入の推進などの循環型社会形成に資するもので、他のモデルとなるような創意工夫がなされた事業	実証事業に必要な経費	委託事業100万円~1000万円程度	民間法人、任意団体等	環境省	北海道地方環境事務所環境対策課 (011-251-8702)
循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルのための施設・設備の整備事業	機械装置費、委託費、その他経費	自ら排出する産廃に係る事業 1/2以内 他者が排出する産廃に係る事業 1/3以内 いずれも上限1億円	道内に事業所を置く事業者	北海道環境生活部	環境局循環型社会推進課 (011-204-5668)
リサイクル技術研究開発補助事業	補助対象者が自らその成果を事業化することを前提に行う、自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル又は他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る研究開発	基礎研究(以下の研究開発と)併せて行う場合に限る ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善	①道内に主たる事務所を置く中小企業、又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表者となるグループ 補助対象経費の2/3以内 ②①以外 補助対象経費の1/2以内 上限1000万円	道内に事業所を置く事業者(NPO、地方公共団体含む)	北海道環境生活部	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 (011-204-5668)
リサイクル産業創出支援事業費補助事業	中小企業等が行うリサイクル製品等の事業化に向けた実証試験、市場調査	原材料費、技術導入費、外注委託費等	3/4以内(300万円限度)	中小企業者等	北海道経済部	北海道経済部商工局産業振興課 (011-204-5313)
北海道企業立地促進費補助金	リサイクル工場、製造業(舗装材料・セメント・骨材石工品等・武器製造業を除く)等	工場等の新増設に係る投資額	投資額(土地取得費は除く)の4~8%(限度額3億円)※投資額・雇用増要件あり 常時雇用する従業員数に1人当たり50万円を乗じて得た額 研究員は1人当たり100万円 100人以上雇用する場合は、100人目から10万円上乗せ(限度額2億円) ※投資額・雇用増要件あり	・投資額基準補助 全道一円(札幌市を除く) ・雇用増基準補助 全道一円(札幌市を除く)	北海道経済部	北海道経済部産業立地推進局産業立地課 (011-204-5324)

(2)市町村等への補助

制度名	対象事業内容	対象経費	補助率等	事業主体	所管	問い合わせ先
中山間地域総合整備事業	農業集落環境管理施設整備事業 ・農業廃棄物等の処理再利用等の施設	施設の整備に要する経費	国 55% 道 22.5% その他 22.5%	北海道	農林水産省	北海道農政部農村振興局農村整備課 (011-204-5423)
農村振興総合整備事業	地域資源利活用施設整備 ・有機性資源等の循環利用のための堆肥化施設等の整備"	施設の整備に要する経費	[道営] 国 50% 道 25% その他 25% [団体営] 国 50% その他 50%	北海道 市町村	農林水産省	北海道農政部農村振興局農村整備課 (011-204-5423)
地域バイオマス利活用交付金	バイオマスの利活用に必要な施設の整備	施設の整備に要する経費	国 50% その他 50%	市町村、農協等	農林水産省	北海道農政部食の安全推進局食品政策課 (011-204-5432)
強い林業・木材産業づくり交付金 木質バイオマス利用促進整備	①林地残材活用機材整備 ②木質バイオマス供給施設整備 ③木質バイオマスエネルギー利用施設整備	機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費、林業施設用地舗装工事費	1/2以内または 1/3以内(交付率)	都道府県、市町村、森林組合、林業者・木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者等	林野庁	北海道水産林務部林務局林業木材課 (011-204-5492)
漁業集落環境整備事業	漁業集落排水施設 ・汚泥処理施設 地域資源利活用基盤施設 ・汚泥と水産副産物を一体処理する堆肥化施設	事業を行うため必要となる経費	1/2 地域資源利活用基盤施設における堆肥化施設については1/3	市町村	水産庁	北海道水産林務部水産局漁港漁村課 (011-204-5475)
新世代下水道支援事業	リサイクル推進事業 ・再資源活用型 ・未利用エネルギー活用型		1/2 5.5/10	地方公共団体	国土交通省	北海道建設部都市環境課 (011-204-5572)
循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルのための施設・設備の整備事業	機械装置費、委託費、その他経費	自ら排出する産廃に係る事業 1/2以内 他者が排出する産廃に係る事業 1/3以内 いずれも上限1億円	道内に事業所を置く事業者(NPO、地方公共団体含む)	北海道環境生活部	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 (011-204-5668)
リサイクル技術研究開発補助事業	補助対象者が自らその成果を事業化することを前提に行う、自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル又は他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る研究開発	基礎研究(以下の研究開発と)併せて行う場合に限る ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善	①道内に主たる事務所を置く中小企業、又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表者となるグループ 補助対象経費の2/3以内 ②①以外 補助対象経費の1/2以内 上限1000万円	道内に事業所を置く事業者(NPO、地方公共団体含む)	北海道環境生活部	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 (011-204-5668)
資源リサイクル 道民運動事業	住民団体が行う全道規模の資源リサイクル推進事業	事業実施に要する経費(旅費・賃金等)	1/2以内	住民団体	北海道環境生活部	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 (011-204-5197)